

皇學館大学

●教員の養成に係る組織及び教員の数

文部科学省の定める教職課程認定基準の3の(2)に、「大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、必要な分野ごとに、認定を受けようとする学科等の入学定員、学生に対する学習効果等を勘案して、必要な教員数を配置しなければならない。」とある。本学においては下記のように教員配置を行っている。

1. 幼稚園教諭の教職課程

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「領域に関する専門的事項」では、幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたりこれらの領域それぞれにおいて1人以上、合計3人以上が必要で、かつ入学定員が200人であることから合計6人の専任教員が必要とされているが、本学では合計6人を配置している。

また、「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要教員数は、〔教育の基礎的理解に関する科目〕において1名以上、及び〔道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〕において1人以上、合計3人以上が必要で、かつ入学定員が200人であることから合計6人専任教員が必要とされているが、本学では合計6人を配置している。

2. 小学校教諭の教職課程

小学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「教科に関する専門的事項」、〔教育の基礎的理解に関する科目〕、〔道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〕、「各教科の指導法」にそれぞれ1人とし、これを含めて合計8人以上が必要で、かつ入学定員が200人であることから合計14人の専任教員が必要とされているが、本学では合計15人を配置している。

3. 中学校教諭の教職課程

中学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「教科に関する専門的事項」については、宗教、国語、社会、英語、保健体育、数学の免許教科について、それぞれ3人、3人、4人、3人、3人、3人の専任教員が必要とされているが、本学ではそれぞれ4人、6人、8人、3人、3人、3人を配置している。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、入学定員が800人以下の場合は2人以上の専任教員が必要(うち1人は教授)とされているが、本学では2人の専任教員を配置し、1人は教授である。

4. 高等学校教諭の教職課程

高等学校教諭の教職課程に配置する必要最低教員数は、「教科に関する専門的事項」については、宗教、国語、書道、地理歴史、公民、英語、保健体育、数学の免許教科について、それぞれ3人、3人、3人、3人、3人、3人、3人、3人の専任教員が必要とされているが、本学ではそれぞれ4人、5人、5人、5人、3人、3人、3人、3人を配置している。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、入学定員が800人以下の場合は2人以上の専任教員が必要（うち1人は教授）とされているが、本学では2人の専任教員を配置し、1人は教授である。